

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書の訂正報告書                    |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の5第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 平成29年7月31日                       |
| 【会社名】          | 株式会社AKIBAホールディングス                |
| 【英訳名】          | AKIBA Holdings Co.,Ltd.          |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 下津 弘享                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都中央区築地二丁目1番17号                 |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

**1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】**

平成28年6月29日に提出いたしました第34期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）に係る内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

**2 【訂正事項】**

3 評価結果に関する事項

**3 【訂正箇所】**

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記評価の結果、当社代表取締役社長下津弘幸は、平成28年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成28年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断しました。

#### 記

当社の連結子会社である iconic storage 株式会社（以下「ico社」）において、架空の売上、原価の計上及び当該架空取引に係る資金移動ならびに取引先からの架空請求に紐づく不正な支出が度々行われていたことが判明しました。

そのため、当社は平成29年5月26日付で、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部専門家から構成される第三者委員会に委嘱し、被害金額を含む不正行為の真相解明、原因の究明、再発防止策等を検討しました。また、第三者委員会によるico社の調査の過程で、当社の連結子会社である株式会社パディネット（以下「BN社」）においても、不適切な会計処理が疑われる取引があることが判明したため、当該事象につきましても第三者委員会の調査の対象となりました。

当社は、平成29年7月28日、第三者委員会よりico社およびBN社の調査結果を記載した調査報告書を受領いたしました。調査報告書による事実認定は以下の通りです。

ico社において、架空の売上、原価の計上及び当該架空取引に係る資金移動ならびに取引先からの架空請求に紐づく不正な支出が度々行われていた。

BN社の取引先を利用する形で、架空の売上原価・営業費用を計上し、利益を不当に減少させる等不適切な会計処理が行われていた。

これに伴い当社は、当該取引についての会計処理を修正することとし、不正行為ならびに不適切な会計処理による影響額を調査したうえ、平成28年3月期の有価証券報告書および平成29年3月期第1四半期から平成29年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、コンプライアンス意識の浸透や内部統制活動が十分でなかったこと、当社グループ各社に対する監査機能が不十分であったこと等により発生したものであると認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、第三者委員会による調査等によって特定され、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。上記事実の特定は当連結会計年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会による提言を受けた経営体制の見直し、全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み、内部監査体制の整備、再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等の再発防止策を策定し順次実施してまいります。